

○北山村重度心身障害児者医療費支給条例

平成八年六月十四日

条例第十二号

北山村重度心身障害児者医療費支給条例(昭和五十一年条例第一号)の全部を次のように改正する。

(目的)

第一条 この条例は、重度心身障害児者に対して医療費を支給することにより、重度心身障害児者の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「重度心身障害児者」とは、次のいずれかに該当し、かつ、重度心身障害児(者)に該当したときの年齢が六十五歳未満である者又は平成十八年七月三十一日以前に当該医療費の支給対象となっていた者をいう。

- 一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が一級又は二級に該当するもの
- 二 身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害の程度が三級に該当し、かつ前年の所得(一月から七月までの間に受ける医療にかかる医療費については、前々年の所得。以下同じ。)にかかる市町村民税が課せられていない世帯に属するもの
- 三 和歌山県から療育手帳の交付を受けている者で、その障害の程度がAのもの
- 四 特別児童扶養手当の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)の規定に基づく特別児童扶養手当の支給を受けている者が、現に監護又は療育している児童で、その障害の程度が同法施行令別表第三の一級に該当するもの

2 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- 一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)
- 二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)
- 三 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)
- 四 国家公務員等共済組合法(昭和三十二年法律第百二十八号)
- 五 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)
- 六 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)
- 七 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)

3 この条例において「医療に関する給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、家族療養費、療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費、保険外併用療養費及び特別療養費をいう。

(対象者)

第三条 この条例による医療費の支給を受けることのできる者(以下「対象者」という。)は、本村に住所を有する重度心身障害児者で、医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者とする。ただし、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定による保護を受けている者は除く。

(支給の制限)

第四条 前条の規定にかかわらず、医療費は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その年の八月から翌年の七月までは、支給しないものとする。ただし、対象者が特別児童扶養手当等の支給に関する法第九条第一項に規定する被災者に該当する場合においては、この限りではない。

- 一 対象者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法第六条に規定する政令で定める額以上であるとき。
- 二 対象者の配偶者又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条に定める扶養義務者で主として当該対象者の生計を維持するものの前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法第七条に規定する政令で定める額以上であるとき。

(医療費の範囲)

第五条 この条例により支給する医療費は、医療保険各法の規定により医療に関する給付(重度心身障害児者のうち第二条第一項第二号に該当する者にあつては、入院にかかる医療に限る。以下同じ。)が行われた場合において、当該医療に要する費用のうち、対象者が負担する費用の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の法令等の規定に基づき、国又は他の地方公共団体の負担において医療費の給付を受けられる場合は、この条例に優先するものとする。

(支給方法)

第六条 この条例に基づく医療費の支給は、対象者の請求に基づき行う。

2 前項の規定にかかわらず村長は、医療費として対象者が医療機関等に支払うべき費用をその者に代

わり当該医療機関等に支払うことができる。

- 3 前項の規定による支払があつたときは、当該対象者に対し医療費の支給があつたものとみなす。
(受給資格の認定)

第七条 対象者は、重度心身障害児者医療費受給資格について第二条第一項及び第三条の要件に該当し並びに第四条の支給制限を受ける者に該当しないことについて村長の認定を受けなければならない。
(受給者証の交付)

第八条 村長は、前条の認定を受けたもの(以下「受給資格者」という。)に対し規則で定めるところにより受給資格者であることを示す受給者証を交付するものとする。

- 2 受給資格者は、医療機関等において療養を受ける際に当該受給者証を提示しなければならない。
(届出の事務)

第九条 受給資格者として認定された者は、住所、氏名、加入保険その他受給資格等について変更を生じた場合は、速やかに村長に届け出なければならない。
(支給金の返還)

第十条 偽りその他不正の行為により医療費の支給を受けた者があるときは、村長は、その者から当該支給額の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 村長は、重度心身障害児者医療費を支給した場合において、その支給事由が第三者の行為によつて生じたものであり、かつ、その者から損害賠償の支払を受けたときは、既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。
(規則への委任)

第十一条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成八年八月一日から施行する。
2 この条例による改正後の北山村重度心身障害児者医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以降に受ける医療に係る医療費の支給について適用し、施行日前に受けた医療に係る支給については、なお従前の例による。

附 則(平成一八年条例第二〇号)

この条例は、平成十八年八月一日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第九号)

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二七年条例第二一号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第三項の改正規定については、平成二十七年八月一日以降の診療に係る医療費の支給から適用し、同日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。